

平成 30 年 6 月 11 日現在

機関番号：34315

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K17204

研究課題名(和文)死刑の歴史社会学 刑罰史研究の新たな視座

研究課題名(英文)Historical Sociology of the Death Penalty: A New Viewpoint on the History of the Criminal Punishment

研究代表者

櫻井 悟史(SAKURAI, Satoshi)

立命館大学・衣笠総合研究機構・研究員

研究者番号：90706673

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、「なぜ日本は死刑を存置し続けるのか」という問いについて、刑法だけでなく、軍法会議や戦争犯罪裁判における死刑も含めて検討することにあった。

本研究の成果は四つある。第一に、日本陸軍軍法会議とフランスBC級戦争犯罪裁判の結節点を見出した。第二に、存在不明とされていたA級戦犯の死刑執行始末書の原本を、アメリカ国立公文書館における調査で発見した。第三に、1948年3月12日の死刑制度合憲判決に注目して、占領期という歴史的・社会的背景が、死刑存置の要因の一つであったと明らかにした。第四に、現在までの日本における死刑制度の論争の歴史をまとめ、両論併記型死刑存置論を提示した。

研究成果の概要(英文)：The objective of this research was to examine the question of ‘why does Japan still retain the death penalty?’ not only in terms of the criminal laws but also in terms of court-martial and war crime trials.

This research resulted in four achievements. First of all, the linkage point between the Imperial Japanese Army Courts-Martial and the French BC Class War Crimes Trial in Saigon was found. Secondly, the reports of executions for A class war crimes, for which whereabouts had been previously unknown, were discovered in a search of the National Archives at College Park in Maryland. Thirdly, a spotlight was shined on the constitutional ruling of March 12th, 1948 and clarified the fact that historical and sociological background during this period of occupation were factors in the retention of the death penalty. Fourthly, the history of dispute regarding death penalty in Japan to the present was summarized, and arguments for both sides of the death penalty dispute were presented.

研究分野：犯罪社会学・歴史社会学

キーワード：死刑 戦後史 歴史社会学 犯罪社会学 戦争犯罪裁判 軍法会議 絞首刑 残虐

1. 研究開始当初の背景

現在、日本の死刑存置傾向はますます強まっている。そうした現状に対し、「なぜ日本は死刑を廃止しないのか」という問いと並行して、「なぜ日本は死刑を存置し続けるのか」という問いへの取り組みが犯罪社会学の領域で開始されている。犯罪社会学者の Johnson は日本が死刑を存置する理由を歴史的解釈、外在的解釈、内在的解釈という三つの枠組みから分析し、9つの仮説を提示している (Johnson 2011)。しかし、それらの仮説の具体的検証はなされておらず、かつ 1945 年以降の一般刑法の死刑にしか焦点をあてていないという点に問題がある。

死刑存置の要因として、1948 年 3 月に日本国憲法下で死刑判決が合憲とされたこと、1950 年にはじまる絞首刑違憲裁判で絞首という方法が合憲とされたことが、その後の死刑判決および執行の方向性に大きな影響を与えたというものがある。これらはもっぱら法学的視点から分析されてきた。しかし、江戸時代から明治時代にかけての牢屋から監獄へという刑罰観の変化の背景に、不平等条約の撤廃といった政治的要因や、西洋の刑罰思想の輸入といった思想的要因があったことに鑑みると (Botsman 2005=2009)、日本が GHQ / SCAP の占領下にあったという政治的・思想的な要因が当時の死刑合憲判決に影響していた可能性は十分に考えられる。

死刑を含めた刑罰の歴史の検討は、これまで主に法学の分野で研究されてきた。そこでは刑事施設の変遷に注目し、明治期から現在にいたるまで、どのように自由刑が発達してきたのか、あるいはどのように刑罰が「穏やか」になっていったのかについて明らかにすることが中心的課題とされた (小野 2009; 小澤 2014 など)。他方で社会学的な刑罰の歴史分析としては、フーコーの『監獄の誕生』の知見を援用し、明治・大正期の規律 = 訓練権力の展開を明らかにする研究がいくつかある (芹沢 2001; Botsman 2005=2009 など)。以上の先行研究は前提として一般刑法における刑罰のみを考えており、それを「野蛮」な刑罰から「文明」的な刑罰へという図式で分析している。そのため、死刑についてはやがて消えゆく「野蛮」な刑罰であるという理解にとどまっている。本研究はそうした先行研究をふまえつつも、軍法会議や戦争犯罪裁判における死刑なども視野に含めることで、それとは異なる新たな死刑についての理解を提示するものである。

以上が研究開始当初の研究の背景であり、この点については、3 年間の研究のなかでも変化することはなかった。

参考文献

(1) Botsman, Daniel V., 2005, *Punishment and Power in the Making of Modern Japan*, Princeton University Press. (=2009, 小林朋則訳『血塗られた慈悲、笞打つ帝国 江戸から明治へ、刑罰はいかに権力を変えたの

か?』インターシフト.)

(2) Johnson, David T., 2011, 布施勇如訳『日本が死刑を存置する理由 9つの仮説』福井厚編『死刑と向きあう裁判員のために』現代人文社, 139-163.

(3) 小野義秀, 2009, 『監獄(刑務所)運営一二〇年の歴史 明治・大正・昭和の行刑』矯正協会.

(4) 小澤政治, 2014, 『行刑の近代化 刑事施設と受刑者処遇の変遷』日本評論社.

(5) 芹沢一也, 2001, 『法から解放される権力 犯罪、狂気、貧困、そして大正デモクラシー』新曜社.

2. 研究の目的

本研究の目的は、「なぜ日本は死刑を存置し続けているのか」という問いを、歴史的・社会的文脈に注目して検討することにある。とりわけ、1948 年 3 月 12 日の死刑制度合憲判決について、当時の日本が GHQ / SCAP の占領下にあったこと、1946 年から戦争犯罪裁判によって多数の絞首刑が執行されていたことといった歴史的・社会的文脈に注目して検討した。以上に加え、ほぼ同時期に行なわれていた他の戦争犯罪裁判における死刑や、軍法会議、軍律法廷における死刑についての検討や、現代にいたるまでの死刑論争の歴史について検討することとした。

3. 研究の方法

ジョンソンらの問い「なぜ日本は死刑を存置し続けるのか」を批判的に継承するという方法をとった。本研究における死刑存置とは、執行方法も含め、戦前と戦後で連続して死刑が在り続けることを意味し、そのことを問題にする。日本では、現在でも明治期の太政官布告第 65 号が根拠であるとされており、死刑自体を存置するのみならず、執行方法もまた存置してきた。これは執行方法に根本的な変化がみられるアメリカとは異なる死刑存置の形態である。すなわち、本研究では死刑の存置 (retention) を、現状をそのまま保持 (retention) するという意味でとらえている。このように存置をとらえるのであれば、死刑を存置しないとは、死刑の廃止だけを意味するものではないことがわかる。つまり、死刑執行方法の見直しや、そのために死刑執行を停止することもまた存置しないことに含まれる。それゆえ、本研究は「なぜ死刑は廃止されないのか」の裏返しとしての「なぜ死刑は存置されているのか」という問いではなく、方法も含めて、なぜ死刑はそのままの形で在り続けるのかという意味で「なぜ死刑は存置されているのか」という問いを立てることとした。

こうした問いを立てたうえで、本研究では史料の分析を行なった。具体的に分析した史料は以下のとおりである。第一に、アメリカ国立公文書館 (The National Archives at College Park, Maryland) に所蔵されていた、

A 旧戦犯の死刑執行始末書の原本、スガモ・プリズンにおける “ Standard Drop Chart ”、 “ Standard Operating Procedure, Executions, Sugamo Prison. ”、およびアメリカ軍の軍法会議における死刑についてのパンフレットである “ Department of the Army Pamphlet 27-4 ”。第二に、アメリカ合衆国メリーランド州メリーランド大学に所蔵されているプランゲ文庫の各種史料。第三に、旧厚生省援護局調査課事務官であった坂田良右衛門が遺した『法務関係拙論集』、ならびに『秘録 戦争犯罪裁判(上・下)』。第四に、1955年に発足した「刑罰と社会改良の会」の機関紙『社会改良』。第五に、1956年5月10日、11日に開催された、死刑廃止法案についての参議院法務委員会公聴会議事録。第六に、2010年7月から2012年3月まで開かれた「死刑の在り方についての勉強会」における議論。第七に、各種新聞記事。以上である。

4. 研究成果

本研究の成果は、大きく四つある。

第一に、坂田良右衛門の『法務関係拙論集』内にある、「無実といわれる犯罪による日本軍法会議および戦争裁判において刑を受けたため官・恩給資格等を失った小貫元大尉に係る事件の法律的考察」と、「軍法会議の科刑に対する再審・非常上告の手段等について(報告)」で扱われていた、フランス主導のBC級戦争犯罪裁判であるサイゴン裁判の事例の一つである「クラチエ事件」(1945年8月22日に発生した事件)について検討した。その結果、同事件は、BC級戦争犯罪裁判という枠組み、あるいは軍法会議という枠組みからだけでは論じることができない事件であることが明らかとなった。なぜなら、BC級戦争犯罪裁判の判決の基礎となったのが、日本陸軍軍法会議における判決だったからであり、日本陸軍軍法会議の判決に影響を及ぼしたのが、そのあとに待ち受けていると予見されたBC級戦争犯罪裁判だったからである。すなわち、日本陸軍軍法会議とBC級戦争犯罪裁判は、互いが互いを参照しあったのであり、その結果、冤罪の可能性が極めて高い「クラチエ」事件が発生するに至った。そうした意味で、この「クラチエ事件」は、日本陸軍軍法会議とBC旧戦争犯罪裁判の結節点ともいえる事件であった。こうした事例は、他にもあったのではないかと推察される。以上が、本研究が提供した、軍法会議、軍律法廷、戦争犯罪裁判研究への新たな視座である。

第二に、アメリカ国立公文書館における調査で、存在不明とされていたA級戦犯の死刑執行始末書の原本を発見した。死刑執行始末書のコピーは、刑法学者の永田憲史によって発見されていたが、実際に死刑執行を担ったのは誰なのか、死刑執行の技術責任者は誰なのかという点は、黒塗りで隠されており、不明であった。本研究では、黒塗りされる前の原本を入手することで、A級戦犯の死刑執

行を担った人物と、1946年にスガモ・プリズンの絞首刑執行マニュアルを作成するにあたり中心的役割を果たしたアメリカ第8軍所属の人物の名が一致することを確認した。つまり、A級戦犯の絞首刑は1946年から用いられていたアメリカ式の絞首刑と同一の基準を採用した方法であった可能性が極めて高いことが、本研究の調査で明らかとなった。

第三に、1948年3月12日の最高裁判所での新憲法下における死刑制度合憲判決に着眼し、当時の死刑/絞首刑と「残虐」観がいかなる関係にあったのかについて、占領期という歴史的・社会的文脈をふまえて検討することで、先行研究で指摘されるような占領期に死刑廃止の機会を逸したというよりはむしろ、占領期という「時代と環境」=歴史的・社会的文脈が死刑制度を存置する要因の一つであったことを明らかにしたというものである。当時、大きな存在としてあったアメリカの絞首刑は、現在のアメリカではすでに廃れて久しい「時代と環境」がある。一方で、2018年現在の日本では、1948年当時のアメリカの「時代と環境」のなかで出された死刑制度合憲判決および絞首刑は「残虐」ではないとする判断を存置し続けている。それゆえ、法学的な視点のみならず、歴史的社会的な視点からも、死刑制度合憲判決における「残虐」性についての判断を見直す必要があると結論した。

第四に、本研究三年間の集大成である『死刑の戦後史』を出版する目処を立てた点である。残念ながら、本研究終了の2018年3月には間に合わなかったが、近日中には出版される予定である。同書では、現在までの日本における死刑制度についての論争をまとめ、両論併記型死刑存置論という視座を提示する。すなわち、死刑を積極的に肯定する意見が強いために死刑が存置されているのではなく、死刑の存置と廃止の両方の意見を取り上げ、「どちらにも言い分がある」として結論を先送りすることで、結果としてこれまでの死刑が温存(retention)されてしまっていることを明らかにする。そして、これが本研究における「なぜ日本は死刑を存置し続けているのか」という問いに対する解である。付言するまでもないが、この解は、「なぜ日本は死刑を存置し続けているのか」という問いに対する解の一つであり、唯一の解ではない。すなわち、日本が死刑を存置し続ける、あるいは死刑が廃止となったときは、死刑を存置し続けてきた他の要因を解明することが、課題として残された。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

櫻井悟史、「死刑制度合憲判決の「時代と環境」 1948年の「残虐」観」、「犯罪社会

学研究』、査読有、42 巻、2017、91-105

櫻井悟史、「日本陸軍軍法会議と BC 級戦争
犯罪裁判の結節点 坂田良右衛門による
『クラチ工事件』調査」、『生存をめぐる規範
と秩序』(生存学研究センター報告)、査読無、
26 巻、2016、190-218

〔学会発表〕(計 2 件)

櫻井悟史、「1948 年の「残虐」観 死刑
制度合憲判決の社会的背景」、第 43 回日
本犯罪社会学会大会、2016

櫻井悟史、「戦後の死刑論争史 死刑制
度合憲から絞首刑合憲まで」、同時代史学会
第 17 回関西研究会、2015

〔図書〕(計 3 件)

櫻井悟史、中央公論新社、『死刑の戦後史』、
2018、総ページ数未定

立命館大学生存学研究センター監修・渡辺
克典編・櫻井悟史(他執筆者 40 名)、ハーベ
スト社、『知のフロンティア 生存をめぐ
る研究の現場』、2017、107(94-95)

後藤玲子・齊藤拓・後藤隆・水野紀子・横
藤田誠・長谷川貴陽史・長谷川晃・内野正幸・
秋元美世・小塩隆士・角崎洋平・宮崎理枝・
櫻井悟史・井上彰・大澤真幸、ミネルヴァ書
房、『福祉 + 正義』、2016、187(145-156)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

櫻井 悟史 (SAKURAI, Satoshi)

立命館大学・衣笠総合研究機構・研究員

研究者番号：90706673